

**熊本県告示第683号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成15年6月27日

熊本県知事 潮谷 義子

## 【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
医療法人 医誠会 津野田内科医院 デ イサービス つのだ 熊本市東京塚町1番32号	医療法人 医誠会	平成15年6月18日

**熊本県告示第684号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成15年6月27日

熊本県知事 潮谷 義子

## 【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
指定通所介護事業所らいぶ 熊本市水前寺二丁目18番16号	株式会社 保健教育センター 九州本社	平成15年6月18日

**熊本県告示第685号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成15年6月27日

熊本県知事 潮谷 義子

## 【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
有限会社 ケアサポート菊将 菊池郡菊陽町大字辛川1182番地1	有限会社 ケアサポート菊将	平成15年6月18日

**熊本県告示第686号**

平成16年度老人福祉施設等の設置等の係る事前協議書の提出に関する要項を次のように定める。

平成15年6月27日

熊本県知事 潮谷 義子

平成16年度老人福祉施設等の設置等の係る事前協議書の提出に関する要項

## (目的)

第1条 この要項は、熊本県が所管する特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、ケアハウス、介護老人保健施設、痴呆性高齢者グループホーム、生活支援ハウス、老人デイサービスセンター、ヘルパーステーション及び訪問看護ステーション（以下「老人福祉施設等」という。）の適切な整備を図るため、当該施設の設置又は増築並びに改築・拡張・大規模修繕等に係る事前協議書の提出に関する事項を定めることを目的とする。

## (対象事業)

第2条 この要項が対象とする事業は、平成16年度に実施する事業であって別表に定めるものとする。

## (事前協議書の提出期限)

第3条 老人福祉施設等に係る別表の事業を行おうとする者は、平成15年8月29日午後5時までに事前協議書を知事に提出しなければならない。

## (提出書類)

第4条 前条の事前協議書の記載事項及び添付書類は、次のとおりとする。

## (1) 法人に関する事項

ア 名称、所在地並びに代表者及び役員（新たに法人を設立する場合は就任予定者）の履歴

イ 過去2年度の決算状況（新たに法人を設立する場合は、設立代表者並びに建設資金及び償還資金の贈与予定者が営む事業の決算状況）

ウ 当該事業開始年度以降2事業年度の収支見込み

エ 過去2年度の監査又は実地指導の指摘事項及び対応状況（新設法人は除く。）

オ その他知事が必要と認める事項

## (2) 社会福祉施設等に関する事項

ア 施設の種類、名称、入所定員、利用定員及び運営方針